

平成 29 年 7 月 14 日

地区居住者等の皆様へ

丸亀市危機管理課

TEL:0877-25-4006

地区防災計画への参画について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。本市では、共助による防災活動の観点から、地区防災計画の策定を推進しています。

1. 地区防災計画制度とは

市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」と言います。）により行われる自発的な防災活動に関する計画を、地区居住者等が主体的に作り上げていく制度です。

2. 制度の背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震・津波によって自治体の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。こうした経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっていることから、この制度が創設されました。

3. 地区とは

「地区」の範囲は、基準がなく、地域の実情に応じて自由に決めることができることとされており、本市においては、自主防災組織の活動範囲となるコミュニティ単位での策定を推進するため、各自主防災組織へ働きかけを行っています。

4. 地区居住者等の相互協力

本市では、既に市内 17 コミュニティすべてで自主防災組織が設立され、防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、防災訓練の実施等、自主的に様々な防災対策に取り組まれています。本市としましては、地区防災計画制度を活用し、地域における居住者及び事業者との相互協力体制を構築あるいは強化していければと考えております。

市内では既に地域の防災活動への取り組みに参加・協力している居住者等の皆様もいらっしゃいますが、今後、自主防災組織等から計画策定への参加協力要請があった際には、共助による防災活動の推進について、ご検討いただきますようお願いいたします。